

保税制度について — 関税法基本通達の一部改正 —

令和7年4月
名古屋税関監視部
保税総括許可部門



国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について

- 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、**厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応え、貿易の円滑化を図るとともに、国際競争力の強化等を通じ、我が国経済に貢献する観点から、保税制度のあり方について以下の通りまとめる。**

保税制度を取り巻く現状と課題

1. 保税制度の現状

- 手続きの簡素化等のニーズ、税関と倉主等とのパートナーシップ、制度の多様な活用

2. 国際物流の動向の変化

- 輸入貨物の急増、社会悪物品への対応、物流業界の人手不足、港湾・空港分野における国際競争の激化等

保税制度のあり方に関する基本方針

- ・ 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、**厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応え、貿易の円滑化を図るとともに、国際競争力の強化等を通じ、我が国経済に貢献する観点から、以下の3点を「保税制度のあり方に関する基本方針」とする。**

利用者の利便性向上



保税業務における手続きの簡素化等を進め、利用者の利便性向上を図る。

保税制度の利活用促進



我が国経済に貢献する観点から、保税制度の潜在的なニーズの発掘を進め、制度の利活用促進を図る。

厳格な水際取締り



保税地域に係る検査・取締りの高度化・効率化により、厳格な水際取締りの水準を維持する。

具体的な施策例

① 規定・運用の見直し



- ・ 保税運送・保税作業・保税許可等手続きに関する利便性向上
- ・ 保税取締り等の高度化・効率化

② 手続きのデジタル完結



- ・ 保税台帳の保存に関する負担軽減
- ・ 保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応（NACCSの利便性向上等）

③ 利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



- ・ 手続きのボトルネック解消等を図るための体制整備
- ・ 社内教育等に関する情報提供の更なる充実

※施策の検討にあたっては、AEO事業者との連携やベネフィットのあり方にも留意する。

具体的な施策

① 規定・運用の見直し



保税関係手続きについて、水際取締りの水準を維持しつつ、簡素化の余地があるものや対応が平準化されていないものについて、利用者の利便性を向上する観点から、規定・運用の見直しを図る。

i) 保税運送手続きに関する利便性向上

- ・ 港湾・空港における積替貨物への対応（例：仮陸揚届を含む手続きに関するニーズに対応するための関係省庁・業界との連携、同一港湾・空港内の特定エリアにおける保税運送手続きの省略）
- ・ 保税運送手続きの簡素化（例：包括保税運送の承認要件の緩和、申告価格の省略対象の拡大）

ii) 保税作業手続きに関する利便性向上

- ・ 厳格な数量管理が事業者の参入障壁となっている可能性を踏まえた、製造歩留りのあり方の検討
- ・ 保税作業手続きの簡素化（例：指定保税工場における簡易手続き（総量管理を含む）の適用要件の明確化）

iii) 保税地域の許可手続きに関する利便性向上

- ・ 許可基準の体系化・明確化及び緩和（例：人的要件において求める業務遂行能力等のあり方の整理と各項目の具体化、量的要件の緩和）
- ・ 新規許可・許可更新や許可内容の変更に関する手続きの簡素化（例：許可申請時に運用上求めている添付書類（業務手順書等）の必要性の精査、許可内容変更時の手続き（工事届等）の簡素化、保税地域の延べ面積の算定方法の簡素化）
- ・ 保税地域の許可申請を初めて行う利用者に向けたガイドラインの作成

iv) 新たなニーズに対応するための規定・運用の明確化

- ・ 保税地域をアート関係で活用する際の要件の明確化
- ・ カーボンニュートラルに資する燃料等の搬出入や蔵置に係る運用の整理

v) 保税取締り等の高度化・効率化

- ・ 保税取締り等の更なる高度化・効率化に向けた、必要な運用の見直し

vi) その他保税関係手続きに関する負担軽減

- ・ 保税関係手続きに関する対応の簡素化・平準化（例：蔵入、見本持出等の申請時に運用上求めている添付書類（経緯書、理由書等）の必要性の精査や、提出済書類の省略等の二重手続きの解消）

具体的な施策

② 手続きのデジタル完結



利用者の業務実態や技術の進展を踏まえた保税関係手続きの電子化のあり方を検討し、NACCSの利便性向上等により手続きの実質的なデジタル完結を図る他、保税取締り等の更なる高度化・効率化を図るため、システム上必要な対応を進める。

i) 保税台帳の保存に関する負担軽減

- ・ NACCSを活用したバックアップ・データ保存に関する取扱いの簡素化（クラウドサービス等により、都度のデータ取得を不要とすることの明確化）
- ・ 記帳のあり方の検討や、記帳義務事項がNACCSのサーバに漏れなく保存されるため必要な対応（例：見本持出の搬出に係る補助機能の追加）を前提とした、自社の台帳への都度のデータ取得の廃止

ii) 保税取締り等の高度化・効率化

- ・ 保税取締り等の更なる高度化・効率化に向けた、システム上必要な対応

iii) その他保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応

- ・ 港湾・空港における積替貨物への対応（例：積替手続きに係るNACCSのプログラム変更）
- ・ 利用者に配慮した、保税関係手続きの利便性向上（例：不積返送申出や貨物の異常等に係る連絡に関する汎用申請対象への追加）
- ・ 被許可者や申請者の事情に応じた、リモートによる受付の充実（例：添付書類の提出におけるNACCS、メールの積極的な活用）
- ・ 事業者へのシステムの利用の推奨や、リーフレット等による広報・周知

③ 利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



利用者からのニーズ等に対応するために必要な体制の整備や、税関（保税部門）職員のマインドの醸成を進めることにより、“利用者が気軽に相談できる税関”となることを目指す。

i) 利便性向上等に資する更なる体制の整備とマインドの醸成

- ・ 利用者からのニーズを能動的に汲み取り、手続きのボトルネック解消・ワンストップ化・平準化を図るとともに、検査・取締りの高度化・効率化を進めるための体制整備
- ・ 社内教育等に関する情報提供の更なる充実（例：保税の知見を有する関係団体等と連携した研修機会の創出等）
- ・ 被許可者や申請者の事情に応じた手続き・相談への柔軟な対応（例：web会議ツールやメール等の積極的な活用、関係団体等との連携）
- ・ 制度周知やニーズ把握の継続（例：アートや食品輸出等の新たなニーズに関する業界団体と連携した情報提供やヒアリング）
- ・ 税関保税部門における貿易の円滑化に向けたマインドの一層の醸成

関税法基本通達の一部改正について(令和7年3月31日財関第342号)

見直しを行った主な事項

【令和7年4月1日施行】

- 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

【令和7年7月1日施行】

- 量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

【令和7年10月12日施行】

- 業務遂行能力の明確化等及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理
- 保税運送に係る手続等の見直し

※ リーフレット『保税制度を利用される皆様へ』も参照ください。

(参考) 「関税法基本通達の一部改正について(令和7年3月31日財関第342号)」
軽微なもの、税関様式通達等の改正 (提出部数、所在地の記載)

電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し ①

関基34の2-4（電磁的記録による帳簿の保存）

- ◆ 電磁的記録による保税台帳の保存に係る倉主等の負担軽減を図るため、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意で選択することが可能になりました。これにより、クラウドサービス等への保存も可能となりました。

電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件

以下の要件を全て満たす必要があります！

- ① 必要に応じ、保税台帳の内容を直ちに明瞭かつ整然とした形式でPC等に表示及び印刷できること
- ② 保税台帳の内容について必要な程度で検索できること
- ③ 税関職員から保税台帳の内容の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じること（ダウンロード等）ができること

※ ①及び②は、主務省令第4条第2項及び第3項に規定する措置

注意点

- ✓ 保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、引き続き、バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないように十分な措置を講じてください。消滅の原因がクラウドサービス等にあったとしても、記帳義務は倉主等に課されています。
- ✓ NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳としている倉主等は、クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能となります。
- ✓ ただし、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や記帳漏れ等が発生した場合、処分に繋がる可能性があります。

注意点

- ✓ 今般の改正で、保税台帳を電磁的記録による保存とする場合に求めていた事前の届出は不要としましたが、

関基34の2-9（社内管理規定の整備）を改正 （次スライド）

社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定してください。

- ✓ 今後、保存方法等を変更する場合は、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を追加し、税関に提出してください。
- ✓ 保存方法等を変更しない場合も同様にお願いします。提出時期等については可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。

※ リーフレット『電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて』も参照ください。

社内管理規定に係る見直し

関基34の2-9（社内管理規定の整備）

- ◆ 社内管理規定の内容を変更した場合には、変更後の社内管理規定を遅滞なく税関に提出することを求める旨を明確化しました。
- ◆ 事業者において適切な記帳・保存が実施されること及び税関において適切な保税業務検査等の実施を確保することを目的として、「帳簿の概要（保存方法を含む。）」を社内管理規定に定めることを求めることとしました。

「社内管理規定（CP=Compliance-Program）のひな型」を
保税ポータルに掲載

保税蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン

許可の際に付する条件の見直し

関基42-11（許可の際に付する条件） 保税蔵置場

（保税工場：関基56-14、総合保税地域：関基62の8-7）

◆ 越境電子商取引（EC）の拡大に伴う輸入件数の急増等を踏まえ、保税蔵置場等の許可の際に付する条件を追加等しました。

- ✓ 近年の輸入件数の急増等を踏まえ、「貨物取扱量の増減」という状況変化も十分に考慮すべき
- ✓ 外国貨物の適切な保全のみならず「適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保する」といった観点も重要。適時の「社内管理規定の見直し等」、講じるべき措置の明確化も含め見直しました。
- ✓ これまでも、「関税法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告」していただいているものと認識していますが、引き続き確実に実施していただくため、許可の際に付する条件と位置づけ明記しました。

令和7年7月1日施行 <別紙 1－2>

量的要件の緩和

関基43－1(4)（保税蔵置場の許可の基準）－量的要件－

- ◆ 保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）について、保税制度を活用した新規事業を行いやすくするため、緩和しました。

これまで既存の同種条件にある保税蔵置場と比較して同程度以上の貨物取扱見込量があることを基準としていましたが、これを改め、
「保税蔵置場の許可を受けようとする期間内に外国貨物の取扱見込が複数回あること」を基準とすることとしました。

許可期間等に係る見直し

- ◆ 保税制度の利活用促進のための見直しを図る一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、6年を超えないこととされている保税蔵置場等の許可期間及びその更新の期間について、次の場合には3年を超えないこととしました。

許可期間（関基42-10、61の4-1）

申請者が、

- ✓ 現に保税地域の許可等を受けていない者である場合
- ✓ 現に受けている保税地域の許可等の日から3年を経過していない者である場合
- ✓ 現に許可等を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為）が行われた日から3年を経過していない場合（※）

許可期間の更新期間（関基42-12、56-15）

- ✓ 許可期間が満了する日から過去3年以内に非違が行われた場合（※）

※ 非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。

保税蔵置場に対する処分基準の見直し

関基 4 8 - 1（保税蔵置場に対する処分の基準等）

◆ 保税蔵置場の業務について非違が行われた場合の処分点数の算出にあたり、次の見直しを行いました。

- ✓ 直ちに再発防止のための方策を講じた場合に減算することができるものとされているところ、「過去」に同様の非違が行われた場合にはその対象外とされていますが、これを 「過去 3 年」に改めることで、対象期間の明確化を図りました。

(1)ハ及び別表 2 加算点数表③

- ✓ 処分を行わなかった非違が行われてから 3 年以内に非違が行われた場合には、その期間に応じて点数を加算することとされていますが、当該処分が行われなかった非違が、
 - ・ 保税台帳の誤記帳等に係るものであって、故意により行われたものではなく、
 - ・ かつ、自ら非違が行われた旨の申出があった場合
又は 直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、その加算の対象から除外することとしました。

業務遂行能力の明確化及び審査方法の平準化 ①

関基43－1(1) (保税蔵置場の許可の基準) ー人的要件ー 「業務遂行能力」

- ◆ 保税蔵置場の許可要件である「保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力」(関税法第43条第8号)

“「わかりにくい」といった趣旨の声”

これを踏まえ、保税制度の利活用促進等に向けて、申請者に求める業務遂行能力の明確化を図りました。

- ◆ 申請に係る保税蔵置場の蔵置貨物の種類及び貨物取扱量並びにこれらに応じた業務内容から判定し、申請者が次スライドに掲げる知識及び能力を十分に有することを求めることを明確化しました。

申請者に求める業務遂行能力

次に掲げる知識及び能力を十分に有することを求めます。

- ✓ 保税蔵置場の業務を行う上で必要な法令等についての知識
- ✓ 確実な記帳（帳簿の保存を含む。）を行うことができる能力
- ✓ 法令等に基づき、外国貨物等について搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における業務を適正に処理すること及び税関手続を適正に履行することができる能力
- ✓ 施設の要件（関基4 3－1(3)）を満たす施設において、社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力

業務遂行能力の審査方法

- ✓ 原則として、貨物管理責任者からのヒアリング等により行います。

（社内教育の実施状況についても確認）

ただし、通販貨物を蔵置する保税蔵置場の場合には、貨物管理責任者に加えて保税蔵置場の業務に携わる貨物管理責任者以外の従業者からもヒアリング等を実施し、社内管理規定に定めた詳細な手順等について、その実効性を確認します。

通販貨物を蔵置する総合保税地域の貨物施設（関基 6 2 の 8 - 3）もこれに準じます。

通販貨物を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理

【新設】

関基 4 2 - 1 8 （通販貨物を蔵置する保税蔵置場における貨物管理）

- ◆ 越境電子商取引の拡大に伴う通販貨物の輸入件数の急増を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対しては、より適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定に規定することを求めることとしました。
- ◆ 具体的には、貨物の搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続が大量の貨物に対して同時期に集中して行われるといった通販貨物の特性を踏まえ、こうした状況においても、適正に業務処理等が行われるための詳細な手順等について社内管理規定に規定することを求めることとしました。

※ リーフレット『「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理について』も参照ください。

仮陸揚貨物の保税運送に係る手続等の明確化 ①

関基 2 1 - 4 (仮陸揚貨物の他所蔵置等の簡易扱い)

2 1 - 5 (仮陸揚貨物の積込み) 他

◆ 我が国を経由し、第三国向けに輸送する国際トランシップ輸送のニーズの高まりに応えるとともに利用者の利便性向上を図る必要があります。

こうした国際物流の動向変化等を踏まえ、仮陸揚貨物の保税運送について、水際取締りの水準を維持しつつ、手続等の明確化を図ることとしたものです。

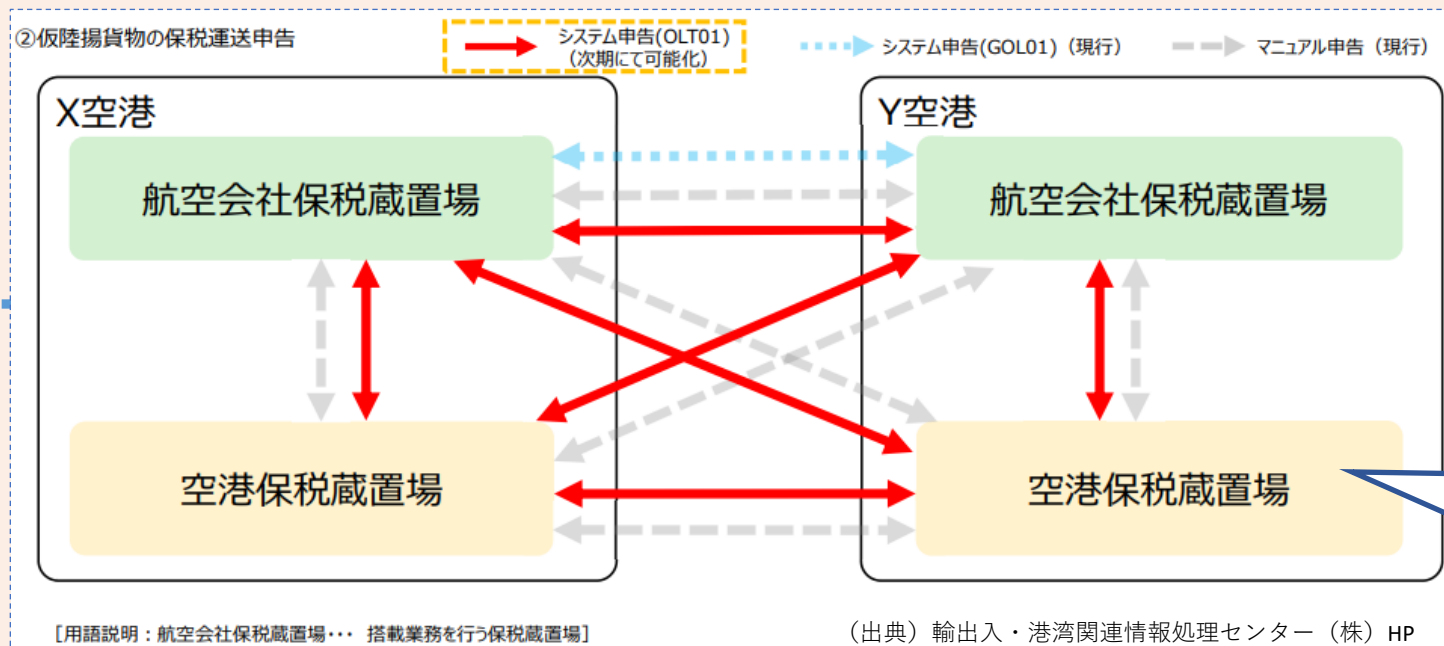
- ✓ 仮陸揚貨物の積込みについて、その貨物を陸揚げした港等以外の港等から行うことができることを明確化
(関基 2 1 - 5)
- ✓ 仮陸揚貨物の保税運送について、仮陸揚届提出時の便宜的な手続により承認を受けられるものと、当該便宜的な手続ではなく、一般の保税運送手続により承認を受ける必要があるものを明確化
(関基 2 1 - 4、2 1 - 5)

仮陸揚貨物の保税運送に係る手続等の明確化 ②

- ◆ 国際トランシップ貨物について、陸揚港等から陸揚港等以外の港等へ直接運送され、かつ、取締上支障がないと認められるときは、仮陸揚届提出時の便宜的な手続により、保税運送の承認を併せて受けることが可能です。（裏書運送）

上記以外の保税運送（例：陸揚港等以外に所在する自社倉庫で再混載を行うための保税運送等）の場合には、仮陸揚届の提出に加え、別途、一般の保税運送手続（関基63-5他）が必要です。

仮陸揚貨物の保税運送申告（イメージ）



包括保税運送の承認要件の見直し

関基63-22（包括保税運送の承認要件）

- ◆ 越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増や物流業界の人手不足等を受け、包括保税運送の承認要件の見直しに係る要望が寄せられていることを踏まえ、水際取締りの水準を維持しつつ、必要な見直しを行いました。

対象となる運送頻度の見直し（関基63-22(2)）

- これまで、保税運送が「継続的に行われること」を求めていましたが、「承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上」と明確化しました。

対象となる貨物の見直し（関基63-22(3)）

- 貨物の類型（例：仮陸揚貨物、通販貨物等）ごとに、利便性向上等のために対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。

※ リーフレット『包括保税運送に係る承認要件の改正』も参照ください。

(参考) 税関ホームページ 保税ポータル

2025年3月31日

【お知らせ】保税制度・運用の見直しを実施しました。

- 関税法基本通達等の一部改正について（令和7年3月31日財関第342号）
- 令和6年度末保税関係通達改正の概要 Q & A
- リーフレット保税制度を利用される皆さまへ見直しを行った主な事項
- リーフレット電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて
- リーフレット「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理について
- リーフレット包括保税運送に係る承認要件の改正について

Q & Aをご活用ください

— 保稅 Tips —


税関
 Japan Customs


 税関・税関について


 全国の税関


 お問い合わせ


 密輸情報提供

[▼ 本文へ](#) |
 [文字サイズ](#) [標準](#) [拡大](#) |
 [English](#)

[▶ サイトマップ](#)

[ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [保稅ポータル](#)

保稅ポータル

お知らせ

2025年3月31日

【お知らせ】保稅Tipsの配信をはじめました

2025年3月31日

【お知らせ】保稅制度・運用の見直しを実施しました



保稅Tipsとは、保稅関係の手続きや非違に関するワンポイント情報を発信し、事業者の皆様の**社内教育**にお役立て頂くことを目的としています。

Vol. 1 見本持出に係る非違

Vol. 2 外国貨物の誤搬出

Vol. 3 保稅地域外の蔵置に係る非違

保稅Tips

Vol.1

～見本持出に係る非違～

2025.03

○ 保稅地域においては、**税関長の許可**を受けることで、外国貨物を見本として一時持ち出すことができます。

○ 見本持出の許可を受けた貨物を保稅蔵置場等※から持ち出した場合には、**持ち出した貨物の記号・番号・品名・数量・持出許可期間・持出先・持出年月日**を保稅台帳に記帳しなければなりません。

※指定保稅地域・保稅蔵置場・総合保稅地域を指す

【事例1：輸入】


見本持出許可


見本を搬出


分析、消費

① 荷主は、保稅蔵置場に蔵置されている外国貨物について、成分分析のための見本持出の許可を受けた。

② 蔵置場の倉主Aは、見本持出許可書を確認し、外国貨物のまま見本を搬出したものの、記帳を行わなかった。

③ 荷主は持ち出し分のすべてを成分分析にて消費した。その後、残りの外国貨物に持ち出し分の数量を足して通関手続きを行い、国内に引取った。

【事例2：輸入】


見本を搬出


動作確認、返却

倉主Bは、自社の保稅蔵置場に蔵置されている外国貨物について、見本持出の許可を受けずに動作確認のため一部を見本として搬出した。当該、持ち出し分は返却された後、残りの外国貨物と合わせて通関手続きが行われ、一緒に国内に引取られた。

あれあれ？どこかが間違っているよ。非違に該当する部分はどこか、なぜ起こってしまったのか、原因と対策を考えてみよう！



保稅Tips

Vol.1

～見本持出に係る非違～

2025.03

【事例1】


見本持出許可


見本を搬出


見本を分析、消費

非違に繋がった原因の一例：

- ・ 繁忙期により、事後にまとめて記帳するつもりであったが忘れてしまった
- ・ 貨物管理担当者と記帳担当者（NACCS担当者）との連絡ミスにより、持ち出しの事実が共有されていなかった

※ NACCSでは「見本持出確認登録（MHO：海上/MMO：航空）」業務により持出年月日を登録すると、システム上、保稅台帳に記帳したこととなります。ただし、許可された持出期間終了年月日から**MHOは7日以内、MMOは2日以内**に入力が必要です！！

【事例2】


見本を搬出


動作確認、返却

非違に繋がった原因の一例：

- ・ 消費されずに返却される貨物であったことから、見本持出の許可は不要であると誤認した
- ・ 少量の場合は、見本持出の許可は不要と誤認した

このような対策が考えられます

- ・ チェックリストを活用したダブルチェック体制構築
- ・ 貨物取扱一覧データを活用した見本持出登録確認
- ・ 外部研修の受講、社内研修の実施も有効だね♪

MHO/MMO業務をしたかどうかは、ICG/IAW業務でも確認できるよ！



【関係法令等】

- ・ 見本の一時持出：関税法32条
- ・ 見本の一時持出に係る記帳義務：関税法施行令第29条の2第1項第6号（指定保稅地域、保稅蔵置場）、第29条の2第2項第8号（総合保稅地域）
- ・ 処分点数：＜事例1＞関税法基本通達48-1別表1、2②（記帳を怠った場合）2点
- ・ ＜事例2＞関税法基本通達48-1別表1、1②（無許可の場合）3点



ご清聴ありがとうございました